

備前市行政改革大綱

平成17年11月1日

備前市行財政改革推進本部

目 次

第 1 行政改革の基本方針

1 行政改革の基本姿勢	1
2 行政改革の視点	1
3 実施期間及び実施項目	1
4 推進方法	2

第 2 行政改革の具体的方策

1 事務事業の見直し	3
2 自立した地方自治体の確立	3
3 定員管理及び給与等の適正化の推進	4
4 人材の育成と確保	5
5 市民と行政のパートナーシップ（市民による自立した活動との連携）の推進	5
6 行政サービスの向上と行政の情報化の推進	6
7 公正の確保と透明性の向上	6
8 財政の健全化の推進と財務情報の公表	7
9 公共施設の運営管理	8
10 公共事業のコスト縮減と環境への配慮	8
11 地方公営企業等の経営健全化の推進	9

第1 行政改革の基本方針

1 行政改革の基本姿勢

三位一体改革などの地方分権が進む中、当市においても自主的・自立的な判断において、市民ニーズに対する確に対応していくことが求められています。「自助・共助・公助」を基本に、協働による「小さな市役所」を目指します。

現在の非常に厳しい財政状況を少しでも好転させ、市の構造改革を進め、自立した地方自治体を確立するため、新たな行政改革を実施するものです。

「自助」自分の責任で行うこと。

「共助」自分だけではできないことを周囲や地域が協力して行うこと。

「公助」周囲や地域若しくは民間ができないことを公的機関が行うこと。

2 行政改革の視点

(1) 市民志向

市民の視点に立つこと

(2) 成果・コスト重視

成果目標を定めた上で、最小のコストで最大の成果を上げること

(3) 現場主義

市民サービスの第一線の職員一人ひとりが改善意識を持つこと

(4) 協働志向

行政と市民が相互の役割を認識し、補完しあってまちづくりを進めること

3 実施期間及び実施項目

(1) 実施期間

この大綱は、平成17年度から平成21年度までの5年間を実施期間とします。

(2) 実施項目

この大綱は、実施期間中に取り組むべき行政改革の課題について、方向、目標及び実施すべき項目を示したものです。各項目の具体的な目標数値については、「集中改革プラン」において掲げるものとします。

4 推進方法

行政改革大綱の実施については、プロジェクトチームが細部にわたって検討したものを行政財改革推進本部で審議し、決定するものとします。

行政改革の進捗状況については、市民にわかりやすく公表し情報の共有化を図ります。また、市民の意見を伺い、まちづくりへの参加を図りながら改革を進めていきます。

第2 行政改革の具体的方策

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理合理化

事務事業を妥当性・効率性・有効性・緊急性等の観点から客観的に判断し、一層の整理合理化を進めます。また、合併による各事務事業の格差については見直しを進めます。

(2) 民間委託等の推進

事務事業全般にわたり、民間委託の可能性を総点検し、様々な手法による委託を進めます。

【主な実施項目】

- 総務事務や定型業務の総点検の実施
- 公の施設の指定管理者制度の導入
- 積極的なアウトソーシングの推進
- 団塊世代の大量退職に伴うアウトソーシングの検討
- 国・県・郵便局等の行政機関との連携

(3) 行政評価システムの確立と定着

既に導入している行政評価システムの精度を高めるとともに、全庁導入を進めます。また、市民とのコミュニケーションの手段として、積極的な情報提供を続けます。

【主な実施項目】

- 効果的・効率的な事業実施と不断の改善を進めるための評価を実施
- 行政評価に市民及び第三者の参加を推進

2 自立した地方自治体の確立

(1) トップマネジメント（市の政策判断）を支援する環境の整備

情報の共有を進め、意思決定機関の充実を図ります。

(2) 地方分権に対応した組織・機構の見直し

簡素で効率的な組織体制の確立を図ります。縦割りにこだわらない横断的な組織を目指します。

【主な実施項目】

- 総合支所・出張所体制の検証、見直し
- 意思決定の迅速化を図る組織・機構の見直し
- プロジェクトチームの効率的な運用

(3) 組織内分権の推進

市民サービス提供部署が迅速に意思決定できるよう、担当部署の予算編成・執行権限等を強化します。

【主な実施項目】

- 各部門の予算編成・執行権限の強化
- 各部門の人事権限の強化
- 決裁権限の下部移譲の推進

3 定員管理及び給与等の適正化の推進

(1) 定員管理・職員数の適正化

定員の適正化を図り、必要な行政課題へ即応できる体制を目指します。

【主な実施項目】

- 適正な定員管理の推進

(2) 給与等の適正化の推進

情勢に対応した職員給与の適正化を図ります。

(3) 職員の福利厚生 of 適正化

市民に理解が得られる福利厚生制度を実施します。

4 人材の育成と確保

(1) 成果志向の職員の育成

市民ニーズを的確に把握し、成果目標を定めて市民満足の視点からサービス提供できる職員の育成を図ります。

(2) 能力主義・成果主義に基づく人事管理

職員のやる気を引き出す職場環境作りを進め、積極的な提案ができる人事管理を目指します。また、個人や組織の成果目標の達成度を行政活動に活かす「目標管理制度」の構築に取り組みます。

(3) 自主的・積極的な能力開発を支援する研修体制の充実

自主的・積極的にチャレンジする職員の能力開発に対応する研修体制を充実させ、人材育成を図ります。

【主な実施項目】

- 能力開発を支援する研修体制の充実
- 職員に対するメンタルヘルスの充実

(4) 職員交流の推進

行政サービスを外部から検証することは、客観的な視点の養成に役立つことから、外部との職員交流を進めます。

【主な実施項目】

- 県や他市町村との人事交流
- 民間への研修派遣の検討

5 市民と行政のパートナーシップ（市民による自立した活動との連携）の推進

市民と行政がそれぞれの役割を理解し、責任を持って対等な立場で連携して行動する「協働」のまちづくりを進めます。

【主な実施項目】

- 政策形成過程への市民参加の推進
- 市民活動との連携
- コミュニティ活動・ボランティア活動等への支援
- 協働のまちづくりを推進する「協働条例」制定の検討

6 行政サービスの向上と行政の情報化の推進

行政の究極的な目標である「市民満足」の視点から行政サービスを見直し、市民に利用しやすい行政サービスの提供を目指します。また、行政手続きの電子化により市民サービスや事務効率の向上を目指します。

【主な実施項目】

- 窓口のワンストップサービスの推進
- 市民満足の視点に立ったサービスの提供
- 電子自治体の推進

7 公正の確保と透明性の向上

(1) 積極的な情報提供による説明責任の確保

市の透明性を確保するため、積極的に情報を提供します。また、外部監査についての研究を進めます。

(2) パブリックコメント制度の推進

政策形成段階で市民の意見を募集し、今後の意思決定の参考とするパブリックコメント制度を推進します。

(3) 広聴広報の充実

広聴広報がよりわかりやすく伝達効果の高いものとするため、ホームページ等を充実させるほか、様々なメディアでの広聴広報を推進し情報提供の充実を図ります。

(4) 法令遵守

市の透明性を確保するのはもちろんのこと、市民サービス提供者としての使命を自覚し、法と倫理を遵守します。

8 財政の健全化の推進と財務情報の公表

(1) 財政健全化の推進

財務指標の数値目標を掲げ、毎年度の動向を検証し、達成を目指します。

(2) 中期財政計画の策定

平成18年度から平成20年度の中期財政計画を事前評価に基づいて策定します。

(3) 財政状況の公表

バランスシートや行政コスト計算書等の財務諸表をわかりやすく公表し、財政状況を積極的に情報提供します。

(4) 自主財源の確保

産業の振興と企業誘致に取り組みます。

市税、使用料等の公平性を確保するため、収納率の一層の向上を図ります。また、受益者負担の適正化を図るとともに市有財産の有効利用と適正処分を目指します。

【主な実施項目】

- 積極的な企業誘致対策の実施
- 市税等の収納率向上（収納対策班の設置）
- 受益者負担の適正化
- 市有財産（分譲地を含む）の有効利用と適正処分
- 広告収入についての検討
- 新規税目についての調査・研究

(5) 予算の重点配分と経費節減

予算については、行政評価を活用し、必要性・緊急性等を勘案の上、重点配分を行います。また、補助金、交付金、負担金についても、市の関与の妥当性・効率性・有効性・公平性の観点から点検を行います。経常経費については、引き続き縮減を図ります。

【主な実施項目】

- 枠配分予算の実施
- 事務事業の優先順位付けによる補助金等の見直し
- 経常経費の節減（ I P 電話の導入等）
- 市が事務局業務を代行している団体への補助金のあり方の検討

(6) 民間社会資本整備方式の活用

P F I 事業については、活用できる事業を選定し、適切な活用を図ります。

9 公共施設の管理運営

公共施設の管理運営については、全ての施設について、管理のあり方の検討を行い公表します。

【主な実施項目】

- 全ての公共施設について管理のあり方の検討
- 既存公共施設の有効利用
- 民間と競合する施設の見直し
- 地域コミュニティを含め、移管・転用等を検討

10 公共事業のコスト縮減と環境への配慮

(1) 公共事業のコスト縮減

公共事業の効率的な執行を行うとともに入札制度に関する透明性の確保を図ります。

【主な実施項目】

- 公共工事コスト縮減の推進
- 入札制度の見直し（電子入札制度等）
- 入札・契約の適正化及び情報提供による信頼の確保
- 民間業者への適切な評価と指導
- 性能発注の研究

（２）環境への配慮

事業執行における環境への配慮について研究を行います。

【主な実施項目】

- ISO14001 認証の研究
- 循環型社会形成に関する研究

1.1 地方公営企業等の経営健全化の推進

（１）地方公営企業

現在、地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討するなど、あらゆる手法について点検し、経営健全化を図ります。

【主な実施項目】

- 指定管理者制度導入の検討
- 独立行政法人制度活用の検討
- 民間経営手法の導入
- 業務委託の推進
- わかりやすく積極的な情報提供（民間企業等との比較等）
- 給与・定員管理の適正化
- 経営の健全化

（２）第3セクター

外部を含めた点検体制を強化し、住民に対して状況説明を行います。民間譲渡や完全民営化などあらゆる手法について点検し、地方公共団体が過度の負担を負

うことがないように経営改善に取り組みます。

【主な実施項目】

統廃合、民間譲渡、民営化、廃止を含めた抜本の見直し
外部を含めた点検評価の充実・強化
経営状況、公的支援等の積極的な情報提供
給与、役職員数の見直し

(3) 地方公社

廃止や法的整理を含めた見直しを進め、経営改善に取り組みます。

【主な実施項目】

積極的な経営改善
廃止や法的整理を含めた抜本の見直し